

工事 番号		8－水5	
1 工 事 名		令和8年度 薪浄水場紫外線処理設備点検整備工事及び令和8年度 薪浄水場紫外線処理設備 No.2 洗浄装置ユニット更新工事	
2 工 事 場 所		京田辺市薪地内	
3 工 期		契約日の翌日から令和9年1月29日まで	
週休2日制工事		対象（発注者指定型） 当初予定価格には完全週休2日を達成した場合の補正係数を各経費 に乗じているため、入札時においては留意すること。	
4 支 払 条 件	前 払 金	有	請求があった場合、請負代金額の4割を超えない範囲で支払う。
	中間前払金	有	請求があった場合、「京田辺市公共工事の中間前金払に関する事務 取扱要領」に従い、請負代金額の2割を超えない範囲で支払う。
	部 分 払	無	
	精 算 払	工事完成時に行う。	
5 入札の日時		1 入札書の提出 ① 電子入札の場合 令和8年7月29日（水）午前9時から午後6時まで 令和8年7月30日（木）午前9時から午後5時まで ② 紙入札の場合 令和8年7月30日（木）午前9時から正午まで 上下水道部事務所 経営管理室に提出 2 開札日 令和8年7月31日（金） 開札予定時間については、入札情報公開システムにおいて公表 する。	
6 入 札 方 法		1 入札金額は、千円止めとする。表示方法は、「××，000円」 とするが、間違って円まで記入した入札書は有効とする。ただし、 この場合、千円未満は切り捨てるものとする。 (紙入札の場合) 2 入札書は、指定の様式のものとする。封筒は任意のもので可。	
7 工事費内訳書		1 入札者は、入札に際し入札書に記載する入札金額に対応した工 事費内訳書を電子入札システムにより必ず提出しなければならない (紙入札の場合は、入札書とは別封筒により提出すること。) 2 内訳書の合計金額は、入札書記載金額 (いずれも消費税抜き) と一致させること。 3 入札時において有効な工事費内訳書を提出できない者の行った 入札は、「10 無効及び失格」の「(7) その他、入札条件に違反し た者」に該当するものとして、無効とする。 4 工事費内訳書の詳細については、「入札参加に当たっての留意事	

	項（建設工事）」を参照すること。 5 工事設計書、特記仕様書他については、京都府共同利用入札情報公開システムにおいて公開するので、公開期間内にダウンロードすること。
8 入札保証金	免 除
9 落札者の決定	1 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の取引に係る消費税及び地方消費税の額に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から取引に係る消費税及び地方消費税の額に相当する額を除いた金額を入札書に記載し、税抜予定価格以下で税抜最低制限価格以上の範囲内で最低の金額により入札した者を落札者とする。 2 入札金額が同額であるときは、抽選により落札者を決定する。
10 無効及び失格	次の各号の一に該当する者のした入札は無効又は失格とする。 (1) 入札に参加する資格のない者 (2) 同一人にして同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者 (3) 入札に関し連合等の不正行為をした者 (4) 金額、氏名、印鑑及び重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者 (5) 入札関係職員の指示に従わない等入札場の秩序を乱した者 (6) 税抜予定価格を超える金額又は税抜最低制限価格未満の金額で入札した者（税抜予定価格、税抜最低制限価格はいずれも消費税等相当額を控除したもの。以下同じ。） (7) その他、入札条件に違反した者（紙入札の場合） 金額、氏名、印鑑及び重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者
11 入札の辞退	1 指名を受けた者は、入札時までにおいては、いつでも入札を辞退することができる。 2 入札に当たって、必要となる技術者等が配置できなくなった場合は、辞退届を提出し、入札を辞退してください。 3 入札に当たって、健康保険及び厚生年金保険並びに雇用保険の全てに加入（法令の規定により適用を除外されている者を除く）していない場合、辞退届を提出し、入札を辞退してください。 4 指名を受けた者が入札を辞退するとき、入札前にあつては、その旨の申請又は書面を契約担当者等に提出すること。なお、紙入札の場合は、入札前日までに必着するよう郵送するものとする。 5 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加及び指名等について不利益な扱いを受けるものではない。
12 契 約 書	落札者は、落札決定の日から5日以内に契約書を作成しなければならない。（ただし、土・日・祝祭日を除く）

13 違 約 金	落札者が契約を締結しないときは、次に掲げるところによる。 (1) 入札保証金を納付しているときは、地方自治法第234条第4項の規定により京田辺市上下水道部に帰属する。 (2) 入札保証金が免除されているときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。
○ 注 意 事 項	
工 事 関 係	1 工事施工に当たっては、建設業法並びに関係法令を遵守すること。 2 主任技術者等については、十分な経験と技術を有する者を配置し、良質な成果物を適切な工程管理により完成すること。
契約の保証	(1) 請負者は、契約の締結と同時に次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、⑤の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保証証券を京田辺市上下水道部に寄託しなければならない。なお、契約代金額が500万円未満となる場合は、契約保証金の納付を免除する。 ① 契約保証金の納付 ② 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供 ③ 契約に係る債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行若しくは京田辺市が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証 ④ 契約に係る債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証 ⑤ 契約に係る債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結 (2) 契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

※税抜予定価格

税抜予定価格	14,030 千円 (※)	税抜最低落札価格	あり
--------	---------------	----------	----

※本工事は合算による積算で予定価格を算出しており、契約は個別に行います。